

## 代用有価証券の掛目見直しについて

- ・ 変更対象は以下のとおりです。
  - ・ 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則
    - 別表第 1 取引参加者の代用有価証券の種類及び時価に乗じる率（第 7 条関係）
    - 別表第 2 顧客の代用有価証券の種類及び時価に乗じる率（第 27 条関係）
  - ・ 信託金の代用有価証券に関する規則
    - 別表 代用有価証券の種類及び時価に乗じる率（第 2 条関係）
  - ・ 清算預託金の代用有価証券に関する規則
    - 別表 代用有価証券の種類及び時価に乗じる率（第 2 条関係）
- ・ 下表における網掛け部分に変更対象の掛目（代用有価証券の時価（注 2）に乗じる率）となります。

有価証券の種類 (注 3)	時価に乗じる率 (注 2)	変更後	現行
		1 日本国が発行する 国債証券	(1) 国債（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）及び国庫短期証券（割引短期国債及び政府短期証券）
	イ 残存期間 1 年以内のもの	99%	99%
	ロ 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	98%	98%
	ハ 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	97%	97%
	ニ 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	95%	95%
	ホ 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	93%	93%
	ヘ 残存期間 30 年超のもの	93%	93%
	(2) 変動利付国債		
	イ 残存期間 1 年以内のもの	99%	99%
	ロ 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	97%	98%
	ハ 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	95%	99%
	ニ 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	99%	99%
	(3) 分離元本振替国債および分離利息振替国債		
	イ 残存期間 1 年以内のもの	99%	99%
	ロ 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	98%	98%
	ハ 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	97%	97%
	ニ 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	94%	94%
	ホ 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	91%	91%
	ヘ 残存期間 30 年超のもの	89%	89%
2 株券（新株予約権証券を除く。）(注 1)		70%	70%

(注) 1 日本国内の取引所金融商品市場に上場されているものに限る。

2 代用有価証券の時価は、次のとおりとする。

- (1) 第1項の有価証券については、次のいずれかの値
- イ 日本証券業協会がその売買参考統計値を公表するものは、当該売買参考統計値のうち  
平均値
  - ロ 日本証券業協会がその売買参考統計値を公表しないものは、日本国内の取引所金融商  
品市場（複数の取引所金融商品市場に上場されている場合は、本取引所が定める取引所  
金融商品市場。以下この項において同じ。）における最終価格
  - ハ ロの場合において、最終価格が無いときは最終気配相場
- (2) 第2項の有価証券については、次のいずれかの値
- イ 日本国内の取引所金融商品市場における最終価格
  - ロ イの場合において、最終価格が無いときは最終気配相場
- 3 注2に掲げるいずれかの方法により時価を取得できるものに限る。